北千葉広域水道企業団

建設工事等監督検査事務処理要領

令和5年4月1日施行

目 次

第	1章	総	則
	(通	則)	
第	2章	監	督1
	(監督	の体	:制)1
	(監督	職員	の担当業務等)1
	(監督	職員	の任命基準等)1
	(監督	業務	の分類)2
	(契約	担当	者が監督を委託する場合の承認)3
	(監督	委託	契約書の作成)3
	(監督	員の	任命)3
	(契約	の相	手方への通知)3
	(監督	の技	術的基準)3
	(監督	に関	する図書)3
	(監督	事務	の完了)4
第	3章	検	查4
	(検査	の種	類)4
	(検査	の体	制)5
	(検査	職員	の任命基準)5
	(監督	職務	と検査職務の兼職)5
	(検査	の技	術的基準)
	(検査	調書	:)
中	間検査	医実施	i細目g
	第1章	共	通事項
	第2章	土	木工事 9
	表-]	1 -	中間検査の工種及び項目・時期11
	第3章	: 上	水道工事12
	表-2	2 =	中間検査実施工事12
	第4章	建	築・設備工事12
	第5章	季	: 計業務 13

建設工事等監督検査事務処理要領

第1章 総 則

(通 則)

第1条 北千葉広域水道企業団(以下「企業団」という。)の施工する建設工事等(北千葉広域水道企業団建設工事等契約事務取扱要綱(令和4年10月1日施行。以下「建設工事等契約事務取扱要綱」という。)第1条に規定する「工事等」をいう。)及び物品購入等(北千葉広域水道企業団物品等契約事務取扱要綱(平成28年4月1日施行)。以下「物品等契約事務取扱要綱」という。)第2条第2項に規定する「物品の購入等」をいう。ただし、賃貸借契約を除く。)の請負契約の履行の監督及び検査の実施に関する事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「地公企令」という。)、北千葉広域水道企業団財務規程(令和4年管理規程第10号)。以下「財務規程」という。)その他の法令に定めるもののほか、北千葉広域水道企業団建設工事等監督検査事務処理要領(以下「要領」という。)に定めるところによるものとする。

第2章 監 督

(監督の体制)

第2条 財務規程第2条第4号に規定する契約担当者(以下「契約担当者」という。)が締結した建設工事等の請負契約の監督は、監督職員が行うものとする。

(監督職員の担当業務等)

- 第3条 監督を行う監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。
- 2 建設工事等の技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括監督員若しくは総括監督員及び主任監督員又は監督員(主任監督員を置いている場合に限る。)を、それぞれ置かないことができるものとする。この場合において、総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を、また総括監督員及び主任監督員を置かない場合における監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務を、監督員を置かない場合における主任監督員は一般監督業務を、それぞれ併せて担当するものとする。

(監督職員の任命基準等)

第4条 総括監督員は、北千葉広域水道企業団組織規程(令和3年3月24日 管理規程第2号。以下「組織規程」という。)第2条に規定する室を同規程 第6条第1項の規定により総括するもので当該事務を所掌するもの(以下 「主務室の長」という。)をもって充てる。

- 2 主任監督員は、組織規程第2条に規定する班を同規定第6条第1項の規程 により総括するもので当該事務を所掌する者をもって充てる。
- 3 監督員は、組織規程第2条に規定する班の班員で原則として当該事務を所 掌するものの中から任命するものとする。
- 4 企業長(北千葉広域水道企業団規約第9条に規定するものをいう。以下同 じ。)は、建設工事等の技術的条件を勘案し特に必要があると認められると きは、前項の規定にかかわらず、当該技術的条件に応じ監督を厳正かつ、的 確に行うことができると認められるものを監督員に任命することができるも のとする。

(監督業務の分類)

- 第5条 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 監督総括業務(総括監督員)
 - ア 建設工事請負契約書、業務委託契約書及びその他の契約書に基づく 契約担当者の権限とされる事項のうち、契約担当者が必要と認めて委 任したものの処理
 - イ 契約の履行について契約の相手方に対し必要な指示、承諾又は協議 で重要なものの処理
 - ウ 関連する2以上の建設工事等の監督を行う場合における工程等の調整で重要なものの処理
 - エ 建設工事等の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認場 合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の契 約担当者に対する報告
 - オ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督 並びにその監督業務の掌握
 - (2) 現場監督総括業務(主任監督員)
 - ア 契約の履行について契約の相手方に対し必要な指示、承諾又は協議 (重要なもの及び軽易なものを除く。)の処理
 - イ 設計図、仕様書その他契約関係図書(以下「契約図書」という。) に基づく建設工事等の実施に必要な詳細図等(軽易なものを除く。) の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書 (軽易なも のを除く。)の承諾
 - ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、建設工事等の実施状況の検 査及び工事材料の試験又は検査の実施(他の者に実施させ、その結果 を確認することを含む。以下同じ。)で重要なものの処理
 - エ 関連する2以上の建設工事等の監督を行う場合における工程等の調整(重要なものを除く。)の処理
 - オ 建設工事等の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括監督員に対する報告
 - カ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督及び現場監督総括業務 並びに一般監督業務の掌握

- (3)一般監督業務(監督員)
 - ア 契約の履行について契約の相手方に対する指示、承諾又は協議で軽 易なものの処理
 - イ 契約図書に基づく建設工事等の実施に必要な詳細図等で軽易なもの の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なも のの承諾
 - ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、建設工事等の実施状況の検 査及び工事材料の試験又は検査(立会確認)の実施(重要なものを除 く。)
 - エ 建設工事等の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員(主任監督員)への報告

(監督を委託する場合の承認)

第6条 令第167条の15第4項の規定により企業団の職員以外のものに委託して監督を行わせようとする場合は、あらかじめ、契約担当者の承認を受けなければならないものとする。

(監督委託契約書の作成)

第7条 前条の規定による監督の委託は、建設工事等の内容、第10条及び第 11条の規定を勘案し、監督の方法、契約担当者に対する連絡又は報告すべ き事項その他必要な事項を記載した契約書を作成して行わなければならない ものとする。

(監督員の任命)

第8条 監督員の任命は、建設工事等の請負契約ごとに主務室の長が建設工事 等監督員指名簿(別記第1号様式)により行うものとする。

(契約の相手方への通知)

- 第9条 主務室の長は、監督員又は第6条の規定により企業団の職員以外のものに監督を委託した場合にあっては、そのものの職名及び氏名を建設工事等の請負契約ごとに遅滞なく次の各号により契約の相手方に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
 - (1) 建設工事請負契約書により契約を締結した場合は、北千葉広域水道企業団建設工事適正化指導要綱(令和4年10月1日施行)第13条第1項に規定する監督職員選任通知書により行うものとする。
 - (2) 前号以外の契約書により契約を締結した場合は、監督員選任通知書 (別記第2号様式) により行うものとする。

(監督の技術的基準)

第 10 条 監督職員が監督を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定める ところによるものとする。

(監督に関する図書)

- 第 11 条 監督職員は、次の各号に掲げる図書(契約の相手方から提出された 図書を含む。)をそれぞれの担当監督業務に応じて作成及び整理し、監督の 経緯を明らかにするものとする。
 - (1) 建設工事等の実施状況を記載した図書
 - (2) 契約の履行に関する協議事項(軽易なものを除く。)を記載した書類

- (3)建設工事等の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書
- (4) その他監督に関する図書

(監督事務の完了)

- 第 12 条 監督員は、受注者から工事完成通知書又は業務完了報告書を受理し 完成(了)を確認したときは、工事等完成報告書(財務規程別記第58号様 式)により主務室の長に報告するものとする。
- 第 13 条 監督員は、北千葉広域水道企業団建設工事検査要領(昭和 5 8 年訓令第 2 号。以下「建設工事検査要領」という。)第 1 2 条第 2 項の建設工事認定通知書及び北千葉広域水道企業団委託設計業務等検査要領(令和 4 年 1 月 1 日施行。以下「委託設計業務等検査要領」という。)第 1 1 条第 2 項の委託業務認定通知書を受理したときは、速やかに第 1 1 条の関係書類を完結し主務室の長に引継ぎするものとする。

第3章 検 査

(検査の種類)

- 第 14 条 建設工事の検査の種類は、建設工事検査要領第 6 条に掲げるとおりとする。
 - (1) 完成検査

建設工事が完成したときに行う検査をいう。ただし、不可抗力による損害のときは「完成(確認)検査」とする。

(2) 出来形検査

建設工事の既済部分について、部分払いを行う検査をいう。

ただし、完成検査に先立って引き渡しを受けるときは「出来形(部分引渡し)検査」とし、契約解除をするときは「出来形(打切り精算)検査」とする。

(3)中間検査

指定工種を含む建設工事について施工途中に行う検査をいう。 ただし、部分使用をするときは「中間(部分使用)検査」とする。

- 2. 委託業務の検査の種類は、委託設計業務等検査要領第6条に掲げるとおりとする。
- (1) 完了検査

委託業務の完了を確認するための検査をいう。

(2) 出来形検査

委託業務の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において委託業務の既済部分(性質上可分の委託業務の完済部分及び指定部分の完了部分を含む。)を確認するための検査をいう。

ただし、完了検査に先立って引渡しを受けるときは「出来形(部分引渡し)検査」とし、契約解除をするときは「出来形(打切り精算)検査」とする。

(3)中間検査

委託業務の完了前に性質上可分である既済部分について技術的な確認をするための検査をいう。

(検査の体制)

第 15 条 「工事等」の契約に係る検査は、財務規程第53条及び第112条 第1項に規定する**企業長があらかじめ**指定した**検収検査員(以下「検査員」** という。)が行うものとする。

(検査職員の任命基準)

第16条 「工事等」の契約に係る検査にあっては、前条に規定する検査員は 組織規程第2条に規定する技術部の部長、業務調整室に置く副主査以上の職 にあるもの及び組織規程第6条第2項の規定で設置ある場合の技術部の理事、 次長、技監、副技監、主幹並びに 技術部の室(業務調整室を除く)に置く副 主査以上の職にあるものの中からあらかじめ任命するものとし、当該検査員 の中から検査ごとに技術部の部長が指名するものが行うものとする。

ただし、技術部の部長が検査員を指名する際は、検査対象となる工事等の 総括監督員及び主任監督員として受注者へ通知されている監督職員について は、検査員に指名してはならない。

- 2 前項以外の「物品の購入等」の契約に係る検査にあっては、検査職員は室の総括とする。ただし、特別の技術を要する検査、同一の時期に多数の検査が競合、その他室の総括が自ら検査を行うことが困難又は、不適当と認められる特別の理由があるときは、室の総括の指令を受けた職員をもって検査を行わせることができるものとする。
- 3 企業長は、第1項の規定にかかわらず、その検査が特別の技術を要する検査、同一の時期に多数の検査が競合するとき、又は検査員に事故あるときは、 検査を厳正かつ適確に行うことができると認められる職員又は外部のものを 検査員に任命することができるものとする。

(監督職務と検査職務の兼職)

- 第 17 条 予算、決算及び会計令(昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。)第 101 条の7に規定する特別の必要がある場合とは、次の各号の一に該当する検査をいう。
 - (1)検査の時期において災害その他異常な事態の発生によって検査を行う 工事現場への通行が著しく困難であるため、監督職員以外の検査職員に より行うことが著しく困難な検査
 - (2)検査に特別な技術を要するため、監督職員以外の検査職員により行うことが著しく困難な検査
 - (3)維持、修繕に関する工事で、当該工事の施工後直ちに検査を行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

(検査の技術的基準)

第 18 条 検査職員が検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定める ところによる。

(検査調書)

- 第 19 条 検査職員が検査を行った結果、完成(了)又は出来形部分の給付が 完了していることを確認した場合に作成する検査調書は、次の各号により作 成するものとする。
 - (1) 工事等

財務規程第38条に規定する検査調書(第36号様式その1~その

- 4) によるものとする。
- (2) 物品の購入等

財務規程第38条に規定する検査調書(第36号様式その5、その

6) によるものとする。

附則

この訓令は、昭和58年4月1日から施行し、同日以降の企業団が発注する建設工事等に適用する。

この訓令は、平成2年6月20日から施行し、同日以降の企業団が発注する建設工事等に適用する。

この訓令は、平成15年4月1日から施行し、同日以降の企業団が発注する建設工事等に適用する。

この訓令は、平成18年4月1日から施行し、同日以降の企業団が発注する建設工事等に適用する。

この訓令は、平成23年4月1日から施行し、同日以降の企業団が発注する建設工事等に適用する。

この訓令は、平成28年4月1日から施行し、同日以降の企業団が発注する建設工事等に適用する。

この訓令は、平成29年4月1日から施行し、同日以降の企業団が発注する建設工事等に適用する。

この訓令は、平成31年4月1日から施行し、同日以降の企業団が発注する建設工事等に適用する。

この訓令は、令和3年4月1日から施行し、同日以降の企業団が発注する 建設工事等に適用する。

この訓令は、令和4年1月1日から施行し、同日以降に企業団が発注する 建設工事等に適用する。

この訓令は、令和4年10月1日から施行し、同日以降に企業団が発注する建設工事等に適用する。

この訓令は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に企業団が発注する 建設工事等に適用する。

別記	笙	1	号様式	
וידע нו ,	'// '		거 까지 가니	

年月	封
----	---

建設工事等監督員指名簿

Ρ.

室の長	指名年月日	工事番号	工事 (委託業務) 名	受注者	契約金額(千円)	監督員	印

別記 第2号様式

監督職員選任通知書

年 月 日

様

北千葉広域水道企業団

部室

職 氏名

- 1. 委 託 番 号
- 2. 委託業務名等
- 3. 履 行 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4. 契 約 金 額 円

上記委託業務等に関し、次の者を監督職員として選任したので通知します。

		総括監督員	主任監督員	監督員	監督員
所	属				
職	名				
氏	名				
監督職員の権限			契約書の定める	ところによる。	

中間検査実施細目

第1章 共通事項

(目的)

第1条 この細目は、北千葉広域水道企業団建設工事等監督検査事務処理要領(以下「要領」という。)に基づく、中間検査の実施に必要な適用事項を定める。

(完成・出来形・中間検査と検査済部分との関係)

第2条 既に出来形・中間検査で確認した検査済部分は、その後の完成(了)・出来形・中間検査にはその確認を省略することができる。 ただし、その後の現場状況の変化や受注者の 管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

(中間検査と給付との関係)

第3条 中間検査は、通知書受付年月日までに完成(了)した出来形部分の出来形確認及び技術的確認を行うが給付の対象とはしない。

(中間検査の指定)

第4条 中間検査対象工事等は、特記仕様書で定めるものとし、工種、項目、時期等を明示する。なお、明示なき工事等であっても、発注後に発注者と受注者の協議のうえ検査対象にすることができる。

第2章 土木工事

(中間検査の実施)

第5条 中間検査は、原則として1件の当初設計金額及び出来形設計金額(予定額:年度毎)が1億円以上の工事、低入札価格調査制度調査対象工事(以下「低入札工事」という。)又は、主務室の長が必要と認めた工事を対象に実施する。

ただし、低入札工事以外の単純工事(維持修繕、除草、区画線、植樹管理等)は実施しないことができる。

- 2 中間検査の実施は、完成、出来形、中間の検査時期及び当該工事の工程を考慮し、 施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。 なお、低入札工事にあっては、原 則として2ヶ月に1回、隔月毎に実施する。
- 3 実施回数は、1件の当初設計金額及び出来形設計金額(予定額:年度毎)が1億円以上の工事は年1回以上行うものとし、出来形検査はこれを兼ねることができる。また、その工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。

なお、低入札工事の実施時期及び回数は、当該工事の監督職員が検査員と協議のう え決定する。

【参考】

中間検査の指定対象工事に係る特記仕様書の記載例(中間検査の対象工事)

- 第〇〇条 本工事は、北千葉広域水道企業団建設工事等監督検査事務処理要領第14条に規定する中間検査の指定対象工事とし中間検査を実施する。
 - (1) 中間検査の実施は、中間検査実施細目に基づき検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の変化点等で行うが実施時期は監督職員が指定する。

なお、検査日及び検査員氏名は別途通知する。

- (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。
- (3) 工種及び項目・時期は表一1のとおりとする。
- (4) 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事(以下、「低入札工事」という。)に該当した場合は、原則として2ヶ月に1回中間検査を実施する。 なお、低入札工事に係る中間検査は(1)及び(2)の規定を準用する。

表-1 中間検査の工種及び項目・時期

区分	指定工種	項目・時期
	護岸・堤防	・本体工(鋼矢板・鋼管矢板)の一部打設又は完了時 ・裏込材の施工時又は完了時
	樋門・樋管 水門	・本体工(杭・壁体杭・地盤改良等)の一部又は完了時・本体工の鉄筋組立時又は完了時
河川	堰	・型枠工の組立時又は完了時(コンクリート打設前)
	排水機場	・コンクリート一部打設又は完了時
	水路トンネル	・コンクリート捨てブロック・方塊ブロック・籠マット
	床止め・床固め	・ケーソン
	消波・根固め	・構造物の埋戻し前
海岸	護岸・堤防	河川等に準じる* 大工 ジューイの知序の同時
	突堤・離岸堤	・施工が1/2程度の段階
	砂防ダム	・基礎地盤掘削の一部又は完了時 ・河川等に準じる
	流路・床固め	・施工が1/2程度の段階
砂防		・施工が1/2程度の段階
	 斜面対策	・コンクリート・モルタル吹付け
	3/1 m //1 //C	・アンカーエ
		・構造物の基礎工、鉄筋組立時又は完了時
	+#\#\# [. 	・構造物の埋戻し前
	構造物・土工	・施工が1/3~1/2程度完了時
		・河川等に準じる
	舗装	・路盤工が一部又は完了時
	橋梁下部	・基礎工の一部又は完了時
		・コンクリート一部打設又は完了時
道路		・河川等に準じる。
~_ >1	 鋼橋上部	・架設工の初期段階又は完了時
		・仮組立時又は社内検査終了後
	コンクリート橋	・鉄筋組立時又は完了時
	上部 (PC·RC)	・コンクリート一部打設又は完了時 ・ 支保工の一部又は完了時
	トンネル	・覆エコンクリート一部打設又は完了時
	11 - > +	・鉄筋組立時又は完了時
	共同溝	・コンクリート一部打設又は完了時
港湾		
漁港		- 河川笠/ァ淮バス
下水道		・河川等に準じる
その他		

- (注) 1. 多工種を含む工事は、主要工種の項目で実施
 - 2. 施工段階及び変化点が明確でない工種は、工事内容の1/3~2/3程度の進 捗で実施

第3章 上水道工事

(中間検査の実施)

- 第6条 中間検査は、原則として1件の当初設計金額及び出来形設計金額(予定額:年度毎)が1億円以上の工事、表-2に定めた工事、低入札工事又は、主務室の長が必要と認めた工事を対象に実施する。
- 2 中間検査の実施は当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原 則とする。

なお、低入札工事にあっては、原則として2ヶ月に1回、隔月毎に実施する。

3 実施回数は、1件の当初設計金額及び出来形設計金額(予定額:年度毎)が1億円以上の工事は年1回以上行うものとし、出来形検査はこれを兼ねることができる。また、その工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。

なお、低入札工事の実施時期及び回数は、当該工事の監督職員が検査員と協議のう え決定する。

表-2 中間検査実施工事

工種	対 象 規 模	中間検査をする時期
推進工	普通推進、25m以上 補助工法を伴うもの、全工事	施工時又は貫通時
シールドエ	全工事	施工時又は貫通時 立坑完了時
杭打工	異型管防護、仕切弁室、空気弁室、小規 模橋台を除く	概ね 50%施工時
更正工事	全工事	クリーニング時
水管橋 (上部工)	ワンスパン、パイプビームを除く全工事	データ採取の仮組時
管布設工事	1. 口径 400mm 以上 布設延長 300m 以上の工事 2. 口径 400mm 未満 布設延長 500m 以上の工事	布設延長の概ね 50%施工時
管製作接合工	管布設工事に準ずる	布設延長の概ね 50%施工時 溶接箇所を検査できる時
塗装工事	ケレン完了時	
コンクリー ト工事	200m3 以上の打設 P C 構造物の全工事	概ね 50%施工時
濾床、濾層 工事	全工事	施工中
特殊工法	工事完了前に確認の必要なもの	施工中

第4章 建築・設備工事

(中間検査の実施)

- 第7条 中間検査は、原則として1件の当初設計金額及び出来形設計金額(予定額:年度毎)が1億円以上の工事、第2項の建築工事、低入札工事又は、第3項の主務室の長が必要と認めた工事を対象に実施する。
- 2 中間検査を必要とする建築工事
 - ア) 大規模改造工事における耐震補強工事
 - イ) 杭工事にあっては単独発注以外のもの
 - ウ) 高度な技術を要する特殊な工事
- 3 主務室の長が必要と認めた工事
 - ア) 隠蔽、埋設又は水没等で、出来形検査や完成検査時に確認できない部分
 - イ) 土木工事等異工種の込み工事として施工される工事
 - ウ) その他
- 4 中間検査の実施は、完成、出来形、中間の検査時期及び当該工事の工程を考慮し、 施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。 なお、低入札工事にあっては、原 則として2ヶ月に1回、隔月毎に実施する。
- 5 実施回数は、当初設計金額及び出来形設計金額(予定額:年度毎)が1億円以上の工事は年1回以上行うものとし、出来形検査はこれを兼ねることができる。また、その工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。

なお、低入札工事の実施時期及び回数は、当該工事の監督職員が検査員と協議のう え決定する。

【参 考】

中間検査を指定する工事の「特記仕様書」記載例

中間検査の実施時期

建築工事 土工事:根切り完了時

防 水 工 事:防水層施工完了時

杭 工 事: 捨てコン完了後・杭芯ずれ等測定後

鉄筋コンクリート工事

鉄筋配筋検査(基礎各階等の工程の適時)

躯体工事完了時

鉄骨工事:建込完了時

改修工事:進捗率概ね50%以上とする。

特殊工法等:完了時

改造工事:耐震補強工事完了後

電気設備工事 配管・配線工事:主要配管・配線隠蔽前

受変電設備工事:通電前

機械設備工事 配管工事:主要配管隠蔽前

浄化槽設備:水張り前

部 分 使 用 部分使用範囲の施工完了時

第5章 委託業務

(中間検査の実施)

- 第8条 中間検査は、原則として、1件の当初設計金額及び出来形設計金額(予定額: 年度毎)が2千万円を超える委託業務並びに主務室の長が必要と認めた委託業務を対 象に実施するものとする。
- 2 中間検査を必要とする委託業務
 - ア) 大規模改造工事等における設計業務(詳細設計、設備含む)
 - イ) 重要な新規建造物の設計業務(詳細設計、設備含む)
 - ウ) 高度な技術を要する特殊工事の設計業務(詳細設計、設備含む)
 - エ) 地質・土質調査業務
 - オ) 主務室の長が必要と認めた業務
- 3 中間検査の実施時期は、性質上可分である委託業務の一部が完了し、主務室の長が 必要と認めたときに実施するものとする。なお、低入札価格調査制度調査対象による 契約委託業務にあっても同様とする。
- 4 実施回数は、原則として、1件の当初設計金額及び出来形設計金額(予定額:毎年度)が2千万円を超える業務で年1回以上行うものとし、出来形検査はこれを兼ねることができる。